

1 農業に従事されている方は広く加入できます

60歳未満*の国民年金第1号被保険者（保険料の免除者を除く）であって、年間60日以上農業に従事している方は誰でも加入できます。また、途中脱退・再加入も可能です。

*国民年金の任意加入者は65歳まで。



2 保険料は自分で選べ、いつでも見直します

保険料は月額2万円*から6万7千円までの間で自由に決められます（千円単位）。経営の状況によっていつでも保険料の見直しができます。

*35歳未満で一定の条件を満たす方は1万円から。



3 税制面で大きな優遇措置があります

支払った保険料は家族の分も含めて全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税が節税（支払った保険料の15～30%程度）できます。また、農業者年金基金が保険料を運用して得られる収益は非課税となり、将来受け取る農業者年金には公的年金等控除が適用されます。



info
10

農業者年金

しっかり積み立てて、安心して豊かな老後を!!

少子高齢時代に強い積立方式（確定拠出型）の終身年金で、80歳までの保証付きです。

また、一定の条件を満たす方には、保険料の国庫補助があり大変有利な制度です。

農業に従事されている方は加入をご検討ください。詳しくは農業者年金基金ホームページ（<http://www.nounen.go.jp>）をご覧ください。

※農業者年金に加入される方は、国民年金の付加年金（月額400円）への加入が必要です。



農業者年金基金のホームページ▶

- 加入方法 農業協同組合窓口で手続き
- 相談先 農業委員会事務局、農業協同組合、地区の農業委員・農地利用最適化推進委員

問 農業委員会事務局（☎73-2138）

info
11

農地の違反転用は絶対に止めましょう!

農地を農地以外（住宅・資材置場・駐車場など）の用途に転用するときは、農地法の許可を受けなければなりません。また、許可後において転用目的などを変更する場合には、事業計画の変更手続きが必要です。これらの手続きをせずに、無断で農地を転用した場合や、事業計画どおりに転用していない場合は、農地法に違反し、工事の中止や原状回復などの命令がなされるほか、懲役や罰金が適用されることがあります。農地の転用についてご不明な場合は、事前にご相談ください。

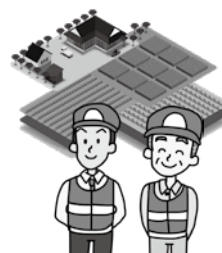
冬期間の農地転用申請について

通年の受け付けとしますが、冬期間であっても現地確認は必須ですので、農地の状況が確認できるように除雪を求める場合や、許可までお時間をいただくことがあります。

農地パトロールを実施します

食料の生産基盤である優良農地の確保と有効利用の促進のため、遊休農地の実態把握および発生防止や解消、農地の違反転用発生防止などを目的とした農地パトロール（利用状況調査）を実施します。

8月・9月に各地区の農業委員、農地利用最適化推進委員、市職員が市内全ての田畑などの農地を見回りますので、ご理解ご協力をお願いします。



問 農業委員会事務局（☎73-2138）